

令和8年度第3回鶴岡市総合計画審議会 行財政専門委員会

令和8年8月25日（火）15：00～

市役所6階大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

- ・ 令和7年度普通会計決算について

4 令和8年度優先協議項目ヒアリング

（1）デマンド交通のあり方

（2）窓口業務の民間委託

5 閉 会

委員の皆様におかれましては、以下の内容についてご質問ご意見をお願いします。

- ・ 所管課の説明を聞いて確認したいこと、疑問に思ったこと
- ・ 選定の視点（行革推進の視点）を踏まえて確認したいこと
- 視点① 所期の目的が市民ニーズの変化や今後の社会変容に適合しているか
- 視点② 目的の達成度が停滞・悪化するものは今後改善が見込めるか
- 視点③ 業務負荷が過大となっているものは今後改善が見込めるか
- 視点④ 事業の廃止・縮小に対して市民の理解が得られるか
- 視点⑤ 受益者負担の観点で妥当かどうか
- 視点⑥ 市の類似施設の存在、民間競合の観点から妥当かどうか
- 視点⑦ 民間活用により更なるサービス向上・負担軽減が見込めるか

鶴岡市総合計画審議会 行財政専門委員会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
小野 英一	東北公益文科大学教授	委員長
高坂 信司	鶴岡ガス株式会社常務取締役	委員長 職務代理者
石塚 治己	鶴岡市農業委員会会長	
加藤 静香	静香法律事務所弁護士	
小林真由美	株式会社荘内銀行鶴岡営業部副部長	
佐藤 佑樹	医療法人社団みつわ会常務理事・事業総括本部長	欠 席
富樫 研輔	佐藤正一公認会計士事務所公認会計士	
富樫 正樹	鶴岡地区歯科医師会副会長	
山口 誠	学校法人羽黒学園羽黒高校校長	

任期：令和８年６月５日から令和１０年６月４日まで

鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会担当庁内部会
構 成 員 名 簿（令和８年度）

No.	職 名	氏 名	備 考
1	総務部長	森屋 健一	部会長
2	企画部長	上野 修	
3	総務部参事（兼）職員課長	五十嵐 一憲	
4	職員課主幹	菅原 明宏	
5	財政課長	齋藤 正浩	
6	政策企画課長	鈴木 真	

○総合計画審議会行財政専門委員会部会事務局

職 名	氏 名	備 考
職員課 職員主査	小野寺 善紀	
職員課 専門員	長谷川 正行	
職員課 専門員	茂木 政信	

第3回鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会

説明員名簿

No.	職 名	氏 名	備 考
1	地域振興課長	鈴木 泰行	デマンド 交通
2	地域振興課専門員	下本 敬己	デマンド 交通
3	市民部次長兼市民課長	三浦 裕美	窓口業務 民間委託
4	市民課管理主査	西方 緑	窓口業務 民間委託
5	市民課市民主査	佐藤 真紀	窓口業務 民間委託
6	市民課戸籍主査	鈴木 明美	窓口業務 民間委託

令和8年度第3回鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会

日時:令和8年8月25日15時

場所:市役所大会議室

小野 英一 委員長

高坂 信司 委員

石塚 治己 委員

加藤 静香 委員

小林真由美 委員

富樫 研輔 委員

富樫 正樹 委員

山口 誠 委員

説明員	説明員	企画部長	総務部長	兼総務部参事 職員課長	財政課長

説明員	説明員	政策企画課長	財政課	職員課主	職員課

<説明員一覧>

地域振興課長

地域振興課担当職員

市民部次長兼市民課長

市民課担当職員

職員課

職員課

I 令和7年度普通会計決算について

	令和7年度	令和6年度	増減
歳入 ①	843億9,589万円	797億3,527万円	46億6,062万円
歳出 ②	829億9,451万円	782億1,792万円	47億7,659万円
形式収支 ③=①-②	14億138万円	15億1,735万円	▲1億1,597万円
翌年度に繰り越すべき財源 ④	3億6,582万円	3億2,070万円	4,512万円
実質収支⑤=③-④	10億3,556万円	11億9,665万円	▲1億6,109万円
の 単年度収支 ⑥=⑤-⑤'	▲1億6,109万円	▲1,080万円	▲1億5,029万円
財政調整基金 積立金 ⑦	6億1,105万円	714万円	6億391万円
繰上償還金 ⑧	0万円	3億7,775万円	▲3億7,775万円
財政調整基金 取り崩し額 ⑨	14億円	17億5,000万円	▲3億5,000万円
実質単年度収支 ⑩=⑥+⑦+⑧-⑨	▲9億5,004万円	▲13億7,591万円	4億2,587万円

1 決算規模 歳入①は対前年度で約46.6億円の増加、歳出②は約47.8億円の増加

(歳入・歳出とも過去2番目の規模)

→ 加茂水族館改築事業や道の駅あつみ移転整備事業等の大型投資事業の実施、物件費の増などによる。

2 単年度収支⑥は、約1.6億円の赤字

→ マイナス要素：物件費の増、維持補修費の増、人件費の増
プラス要素：公債費の減、市税の増

3 実質単年度収支⑩は、約9.5億円の赤字

→ 単年度収支⑥ ▲1.6億円 + 財政調整基金積立金⑦ 6.1億円 + 繰上償還金⑧ 0 - 財政調整基金取崩し14億円⑨ = ▲9.5億円

4 基金残高は、35.1億円の減少

(133.3億円 → 98.2億円)

【取崩額の大きかったもの】

		(令和7年度末残高)
財政調整基金	14.0億円	25.1億円
減債基金	10.0億円	24.7億円
地域振興基金	8.5億円	19.1億円
公共施設整備基金	4.7億円	19.8億円
加茂水族館整備振興基金	4.1億円	1.0億円

5 市債残高は、7.0億円の減少

(691.7億円 → 684.7億円)

令和7年度普通会計決算において、実質単年度収支は9.5億円の赤字となり、令和6年度に続いて大幅な赤字決算となった。また、財源不足に対応するため、財政調整基金を14億円取り崩しており、令和6年度の17.5億円と合わせると、2年間で計31.5億円を取り崩したことになる。この結果、財政調整基金残高は令和5年度の50.5億円から令和7年度には25.1億円へと減少し、2年間でほぼ半減した状況である。

【赤字決算が続いている要因】

(1) 歳出増加と基幹財源の伸び悩みによる構造的な収支悪化

行政運営に必要な経費が増加し続ける一方で、市税や地方交付税などの基幹財源の伸びが追いつかず、歳出が歳入を上回る状況が続いている。人件費は、給与改定や職員数の増加などにより増加が続いており、扶助費についても、保育や障害福祉サービスに係る給付費の拡大により増加傾向にある。また、物件費についても、物価高騰の影響などにより増加が続いている。

(2) 受益者負担の軽減と大型投資の進展に対する見直し不足

学校給食費や18歳までのこども医療費の無償化など、受益者負担の軽減に加え、人工芝グラウンド整備工事や道の駅あつみ移転整備事業などの大型投資事業を継続して進めてきた。その一方で、事務事業の見直しによる経費削減や、投資事業の実施時期の平準化が十分に進まなかったことが、現在の厳しい財政状況の一因となっている。

(3) 基幹財源の伸び悩みの中での歳入運営と基金依存の拡大

歳入面では、基幹財源の伸び悩みが続く中、ふるさと寄附金の増減が歳入に影響を与える構造となっており、安定的な財源確保が課題となっている。こうした中で、歳出の増加と歳入の停滞が重なり、結果として、翌年度の財源を確保するために基金の取り崩しに依存せざるを得ない状況が続いている。

【今後の方向性】

（1）財政の安定性の向上

物価高騰や社会保障関係経費の増加に対応するため、財政調整基金をはじめ各種基金への依存を改め、持続可能な財政運営への転換を図る。

（2）スクラップ・アンド・ビルドによる財源の再構築

成果が乏しい事業や、時代やニーズに合わなくなった事業を見直し、子育て支援、安全・安心、産業振興など必要な施策に財源を重点配分する。

（3）将来負担を抑えた投資の継続

公共施設の整備や維持管理を適切に進める一方で、市債発行額を計画的に管理し、必要な投資を持続的に実施できる財政構造の構築を図る。

（4）今後の進め方

第1段階 「新たな活力と価値の創造」を推進するためにも、市債発行額の管理とスクラップ・アンド・ビルドを、今後の予算編成における基本的な考え方として示す。

第2段階 令和9年度から令和13年度までの中期財政見通しを公表（来年3月）する。

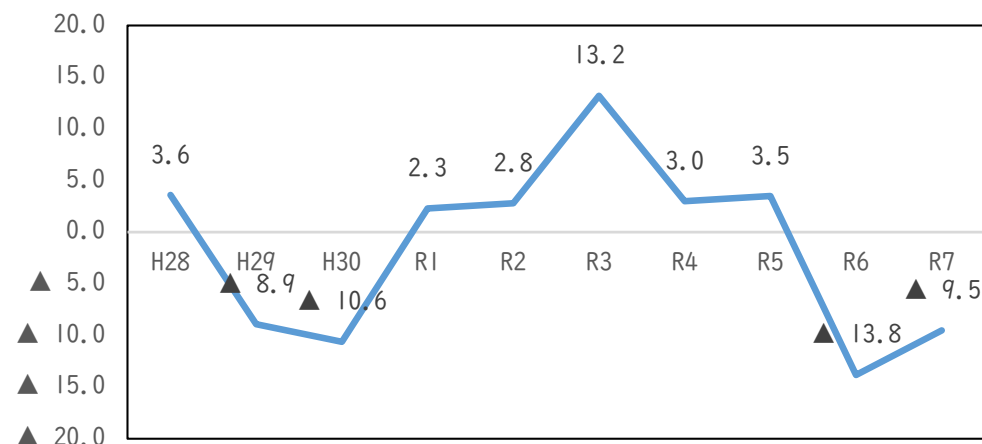
（5）毎年度の点検と改善

中期財政見通しと一体的に毎年度見直しを行い、決算状況を踏まえながら改善の進捗を検証する。

【本市の実質単年度収支の状況】

- ・ 県内13市中、2年連続で最下位
(R7:▲9.5億円 R6:▲13.8億円)
- ・ 県内12市の平均を大きく下回っている。
(R7平均:0.7億円 R6平均:▲1.1億円)

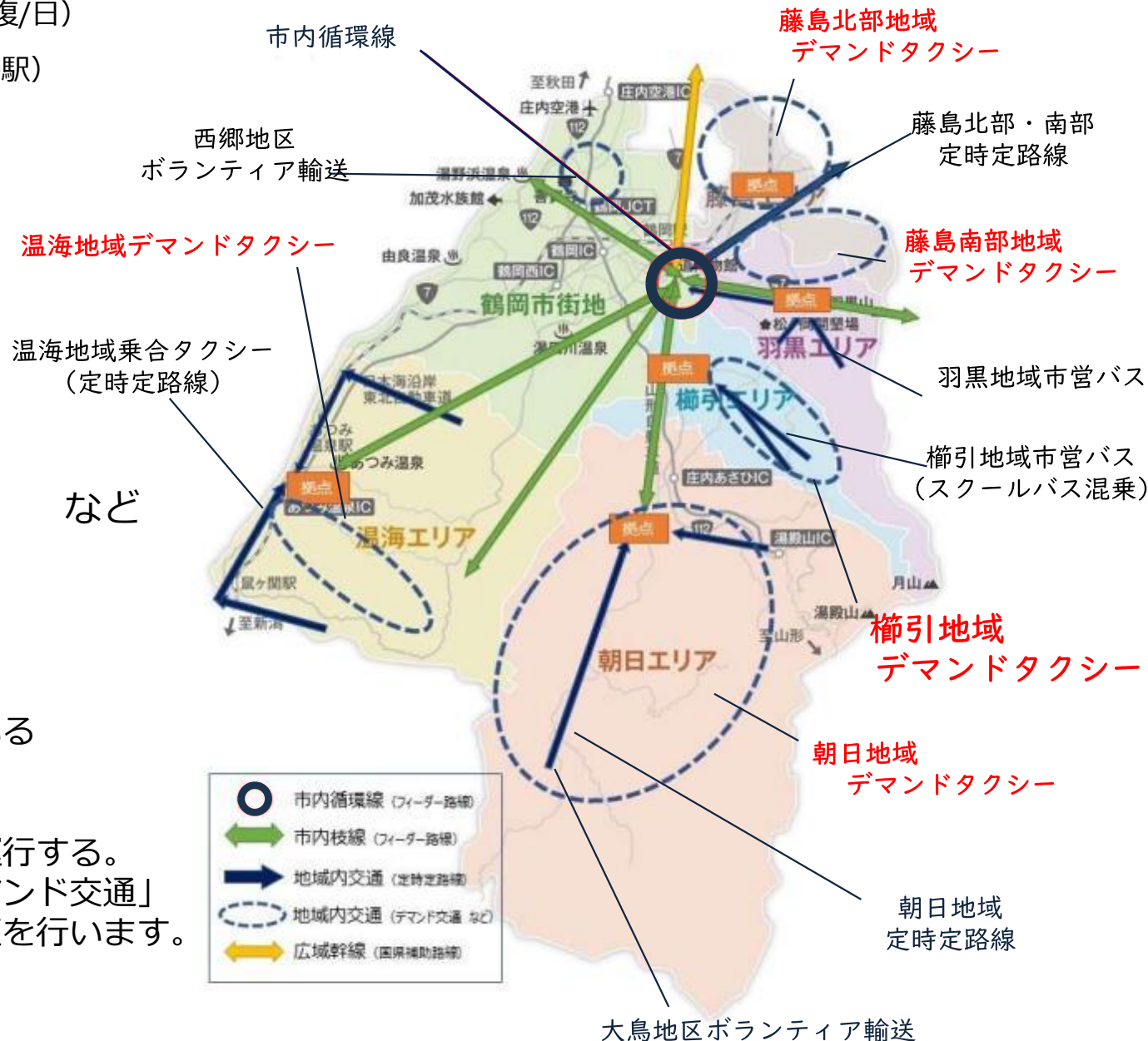
億円 本市の実質単年度収支の推移



鶴岡市公共交通の運行状況

第3回行財政専門委員会資料
企画部 地域振興課

- 空路 : 庄内空港 (羽田線 4 往復/日)
- 鉄道 : JR東日本 (羽越本線 10駅)
- 路線バス : 1 社 23路線
- 市営バス : 2 路線
- タクシー : 11事業者
- デマンド交通 : 5地区
- 定時定路線型交通 : 5路線
- その他 : ボランティア輸送 : 2地区
スクールバス混乗 : 1路線
福祉有償運送(3 法人 2 組合) など



【路線バス・定時定路線型交通】

決まった時刻・ルートで運行する。

※学生の通学は基本的にこちらで対応している

【デマンド交通】 ←今回の実証事業の対象

利用者の事前予約に応じてルートを決めし運行する。

今回は、維持経費の負担が特に大きい「デマンド交通」を対象とし、タクシー助成制度への転換実証を行います。

地域別・公共交通別 市実質負担額一覧表

事業主体・地域別	令和５年度			令和６年度			令和７年度		
	市実質負担額 ・補助額	輸送人数	1人当りの輸送費	市実質負担額	輸送人数	1人当りの輸送費	市実質負担額	輸送人数	1人当りの輸送費
	※市委託料・補助金から県・ 国等からの市への歳入を差引 した額	(利用人数)	に係る 市支援額 (円)	※市委託料・補助金から県・ 国等からの市への歳入を差引 した額	(利用人数)	に係る 市支援額 (円)	※市委託料・補助金から県・ 国等からの市への歳入を差引 した額	(利用人数)	に係る 市支援額 (円)
庄内交通バス路線（４条路線）	128,299千円	624,201人	206円	136,118千円	649,632人	210円	131,747千円	733,652人	180円
高齢者外出支援事業による補助	28,300千円	—	—	28,146千円	—	—	31,316千円	—	—
庄内交通バス路線（旧２１条路線）	19,717千円	29,405人	671円	16,652千円	35,163人	474円	13,534千円	15,954人	848円
【羽黒】鶴岡市市営バス	9,420千円	1,857人	5,073円	9,869千円	1,848人	5,340円	10,585千円	1,239人	8,543円
【朝日】鶴岡市市営バス	6,441千円	753人	8,554円	8,274千円	1,041人	7,948円	1,911千円	194人	9,851円
【藤島】デマンド交通(南部・北部)	5,881千円	1,717人	3,425円	5,389千円	1,624人	3,318円	8,279千円	1,968人	4,207円
【藤島】定時定路線型	—	—	—	—	—	—	7,361千円	3,975人	1,852円
【櫛引】デマンド交通	3,136千円	674人	4,653円	3,689千円	714人	5,167円	4,437千円	616人	7,203円
【朝日】デマンド交通	—	—	—	—	—	—	7,513千円	801人	9,380円
【朝日】定時定路線型	—	—	—	—	—	—	3,570千円	1,045人	3,416円
【温海】定時定路線型	16,375千円	13,022人	1,257円	15,675千円	12,943人	1,211円	15,284千円	13,662人	1,119円
【温海】デマンド交通	5,996千円	1,346人	4,455円	4,360千円	1,706人	2,556円	4,153千円	1,708人	2,431円
【西郷】ボランティア輸送	448千円	534人	839円	244千円	529人	461円	519千円	428人	1,213円
【大鳥】ボランティア輸送	—	—	—	—	—	—	226千円	17人	13,294円
合計額	224,013千円	673,509人	333円	228,416千円	705,200人	324円	240,435千円	775,259人	310円
庄内交通㈱への市実質負担額	176,316千円	653,606人	270円	180,916千円	684,795人	264円	176,597千円	749,606人	236円
地域交通運行に対する市実質負担額	47,697千円	19,903人	2,396円	47,500千円	20,405人	2,328円	63,838千円	25,653人	2,489円

交通輸送対策事業（デマンド交通からタクシー助成制度への転換実証）

現状（取組状況）・課題

【現状】

現在、各地域の運営協議会からタクシー事業者へ委託する形で、以下のデマンド交通・乗合タクシーを運行している。

- 藤島地域（北部・南部）デマンド交通：令和7年度～
- 櫛引地域デマンド交通：令和3年度～
- 朝日地域デマンド交通：令和7年度～
- 温海地域デマンド交通：令和5年度～

※デマンド交通：利用者の事前予約に応じてルートを決して運行。

【課題】

- 1便当たりの利用者数は平均1～1.5人程度と低調で、「乗合」による効率化の効果が十分に発揮されていない。特に、予約受付等を行う専用のオペレーター確保に係る経費の負担が大きい。
- 運行経費の1/2を補助していた「地域未来交付金」が令和8年度で終了することから、令和9年度以降は一般財源負担の増加が見込まれる。

施策の方向（実施方針）・内容

【施策の方向】

- 地域ごとの利用実態や地域特性を踏まえ、デマンド交通から、既存のタクシーを活用した利用料金助成制度への転換を検証する。
- 運行開始から一定期間が経過し、利用実績の比較検証が可能な櫛引地域で実証を行い、他地域への展開可能性を検討する。

【事業目的】

- 地域住民の移動手段を確保しつつ、利用実態に応じた効率的で持続可能な地域公共交通の仕組みを構築する。
- デマンド交通に係る運行・予約受付等の経費を見直し、財政負担の抑制を図る。

【事業概要案】

「櫛引地域デマンド交通（受託：庄交ハイヤー株式会社）」を対象に、既存のタクシーを活用した利用料金助成制度への転換に向けた実証を行う。

※具体的な事業内容案については別紙

今後のスケジュール・内容

- 8月～ 令和9年度予算要求に向けた制度設計、タクシー事業者（庄交ハイヤー）、東北運輸局等との調整
- 12月～ デマンド利用者及び地域住民への制度内容の説明・周知利用者登録等
- 4月～ 実証運行開始

施策の成果（到達点）

- 地域住民の移動手段を確保しながら、地域の利用実態に応じた持続可能な地域公共交通体系を構築する
- 既存のタクシーを活用することで、事業運営の効率化と財政負担の抑制を図る。

交通輸送対策事業（デマンド交通からタクシー助成制度への転換実証）

事業内容（案）

■実施期間 令和9年4月～ ■事業予算（想定） 5,160,000 円

■事業内容（案）

対象者	黒川・松根・宝谷・たらのき代・田代・馬渡地区の市民
運行エリア	自宅から主に櫛引地域内の指定目的地のほか、サウスモールミーナ等
運営主体	櫛引地域デマンド交通運営協議会
利用方法	利用者が登録カードを提示することで定額の利用料金でタクシーを利用できる。
利用料金	300 円～700 程度等（行先に応じて固定額）
地域負担金	櫛引地域デマンド交通と同様、該当地域から負担金（100 円/年/世帯）を徴収する。
精算方法	利用者の支払額とメーター料金との差額を運営主体からタクシー事業者へ支払う。

【予算額の想定】

- ◇想定利用者数 年間 1,200 人程度（現行実績を基に、利用促進による増加を見込む）
◇想定平均補助額 平均メーター4,800 円-平均料金 500 円=4,300 円
◇補助金想定額 1,200 人×4,300 円=5,160,000 円 ※県交付金 1/2 上限 300 万円の対象
県の新制度（乗用タクシー型・JR への接続不要）に該当

【懸念される事項】

○利用増加に伴う財政負担増加のリスク

利用が想定以上に増加した場合、予算が不足する恐れがある。その場合、補正予算による支出や、追加で地域負担金を求めるなどの対応が必要。

○タクシー供給量の不足リスク

乗合での乗車ができないため、時間帯によってタクシーの台数が不足する恐れがある。

○タクシー事業者間の公平性の確保

庄交ハイヤー単独での実施は、他事業者の不利益となる恐れがあり、東北運輸局から実施を認められない恐れがある（※確認中）。

○エリア拡大の要望への対応

櫛引地域から市街地方面への利用エリア拡大を求める声も想定されるが、その場合、路線バスと競合するため、庄内交通との調整が必要。

各デマンド交通の運行経費・利用者数等（参考）

地域名	市補助金額（R8 予算） （ア）	年間利用者数（R7 実績） （イ）	1 人あたりの市補助金額 （ア） / （イ）	R9 以降の国・県補助対象 ※要件：JR への接続の有無
櫛引地域 R3 年度～	6,100 千円	616 人	9,900 円	×
藤島北部・南部 R7 年度～	9,177 千円	1,968 人	4,660 円	○
朝日地域 R7 年 7 月～	14,960 千円	801 人	18,680 円	×
温海関川線 R5 年度～	5,204 千円	1,708 人	3,050 円	○

窓口業務の民間委託

現状（取組状況）・課題

【現状】

◆証明書交付業務の増加・煩雑化

・コンビニ交付の普及で窓口交付件数は減少傾向にあるが、戸籍の広域交付（R6.3月施行）や庁内・庁外公用請求の増加により窓口業務量が増加している。

※広域交付件数 R6:2,465件、R7:2,699件

・市民ロビーに設置してあるキオスク端末（証明書等自動交付機）の操作サポートのため、フロント・バックヤード業務が中断される。

◆システム対応・法改正への対応負担

自治体情報システム標準化により戸籍附票事務のフローが変わり作業手順に留意が必要であったり、外国人人口の増加による転入届の対応に加え、在留カードとマイナンバーカードの一体化（R8.6月試行）等に伴う事務など、新たな業務が加わり負担が増加している。

※在住外国人 R4.3月末:658人→R5.3月末:818人→R8.3月末:1,074人

【課題】

◆人材育成の課題

住民異動届で窓口が混み合う時期（繁忙期）と人事異動が重なるため、新たに配属された職員に対し早急に窓口対応等の業務の知識や技術の指導する時間が必要である。

◆バックヤード業務の停滞

バックヤード業務が電話対応による作業の中断や、手数料集計に時間を要するなど、後方処理業務が慢性的に滞りやすい状況にあるため、時間を確保する必要がある。

施策の方向（実施方針）・内容

【窓口業務の改善】

- 窓口業務の体制構築と運営体制を検討する
- ・窓口支援システムの導入に向けて業務改善を進める。
- ・窓口業務のデジタル化の進展状況を勘案しながら、民間委託が可能な業務を分析、整理をした上で民間委託導入の方向性を決定し実施する。

施策の成果（到達点）

市民の利便性向上

市民課窓口において「書かない」「待たせない」「行かない」窓口の実現

職員の業務効率化

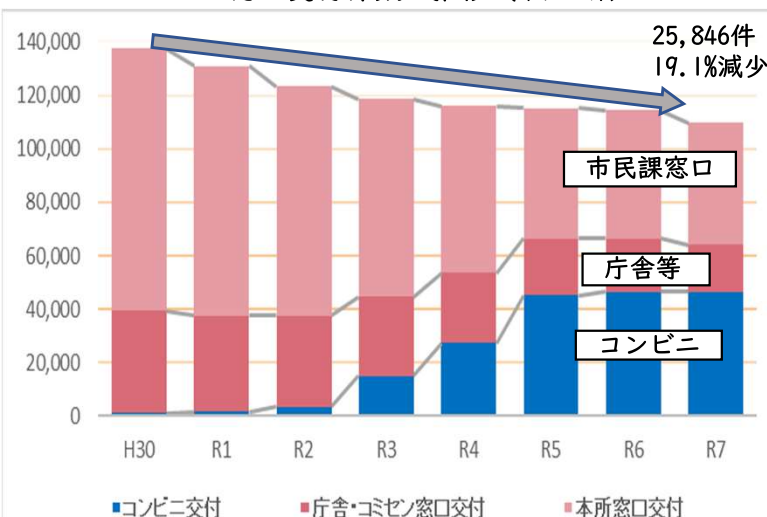
フロント・バックヤードともに改善し、職員の負担軽減とサービスの平準化をはかる

今後のスケジュール・内容

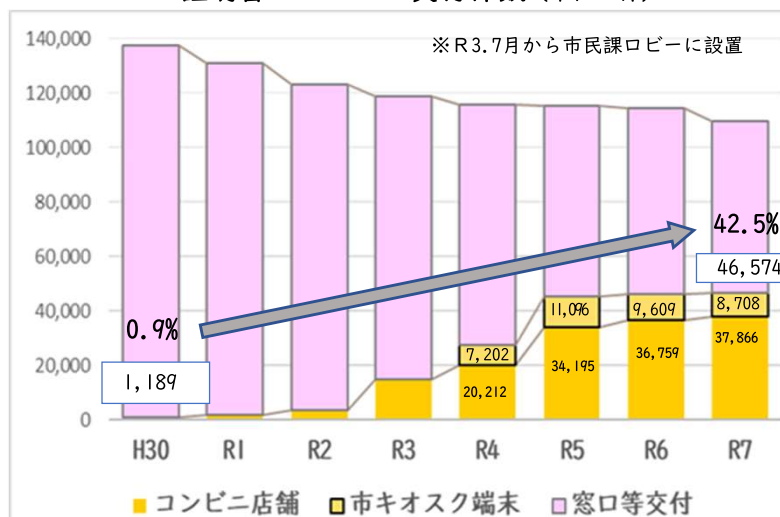
R8年度	R9年度	R10年度
デジタル化の進展状況により、委託導入の方向性を決定・実施		

市民課窓口等の現状

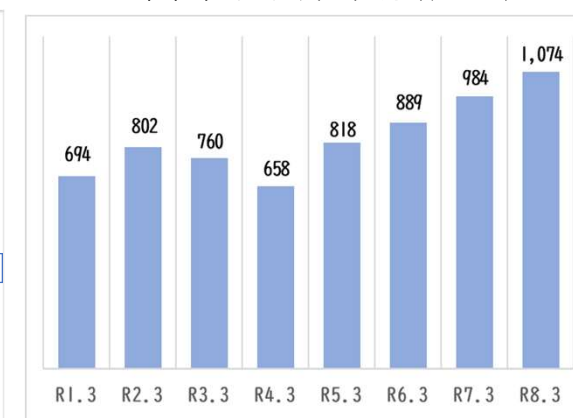
窓口受付件数の推移（単位：件）



証明書のコンビニ交付件数（単位：件）



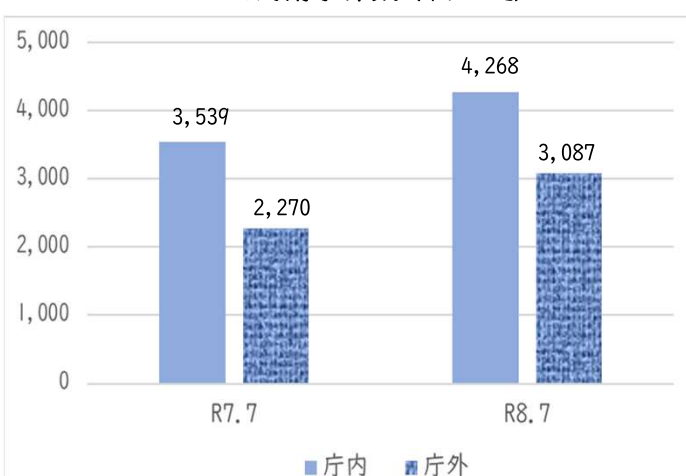
本市外国人住民の状況（単位：人）



コンビニ交付の利用拡大により窓口交付件数は減少傾向、コンビニエンスストアにおける交付件数が増加

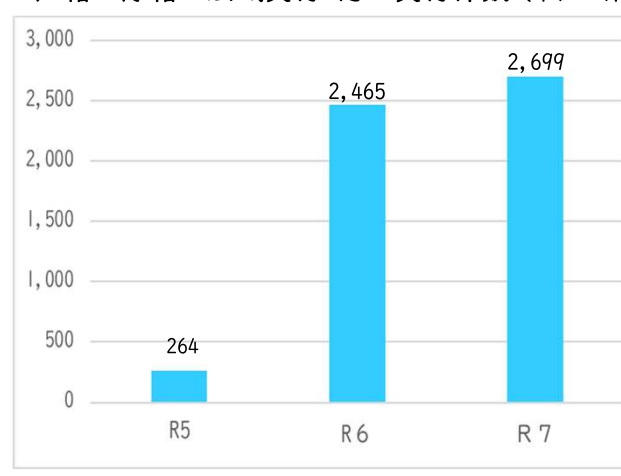
コロナ禍を経て増加傾向

公用請求件数（単位：通）



庁内、庁外とも増加傾向にある

戸籍・除籍の広域交付 窓口交付件数（単位：件）

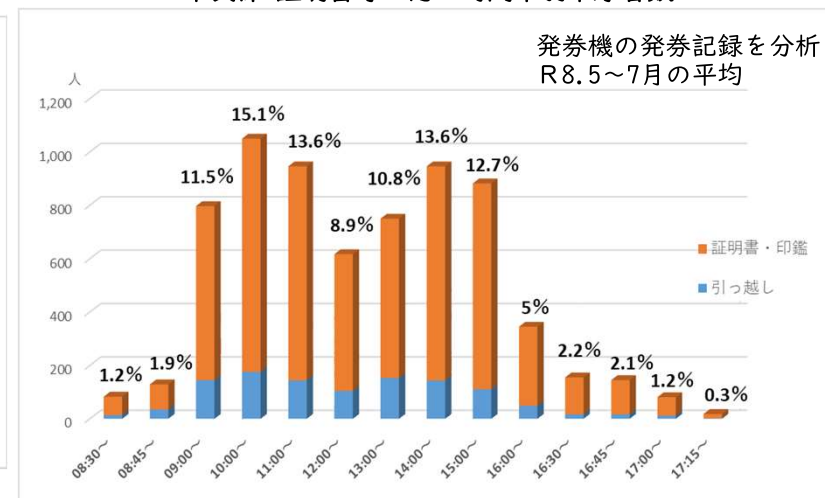


※R6.3月から施行

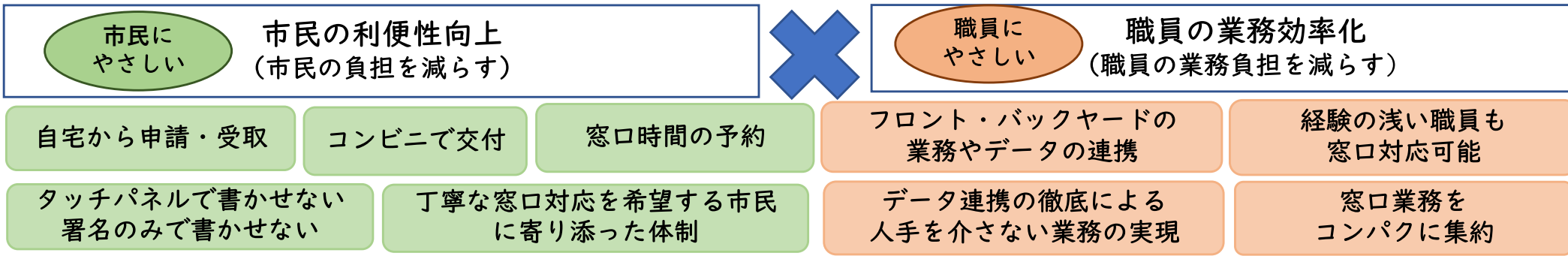
【広域交付制度】

本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍や除籍の証明書が請求できる

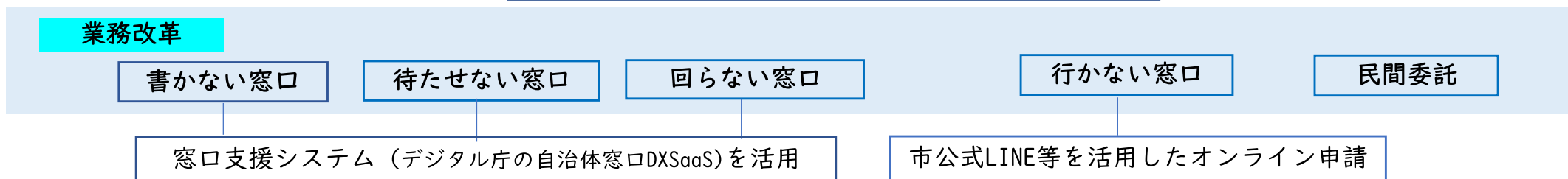
市民係 証明書等の窓口時間帯別来庁者数



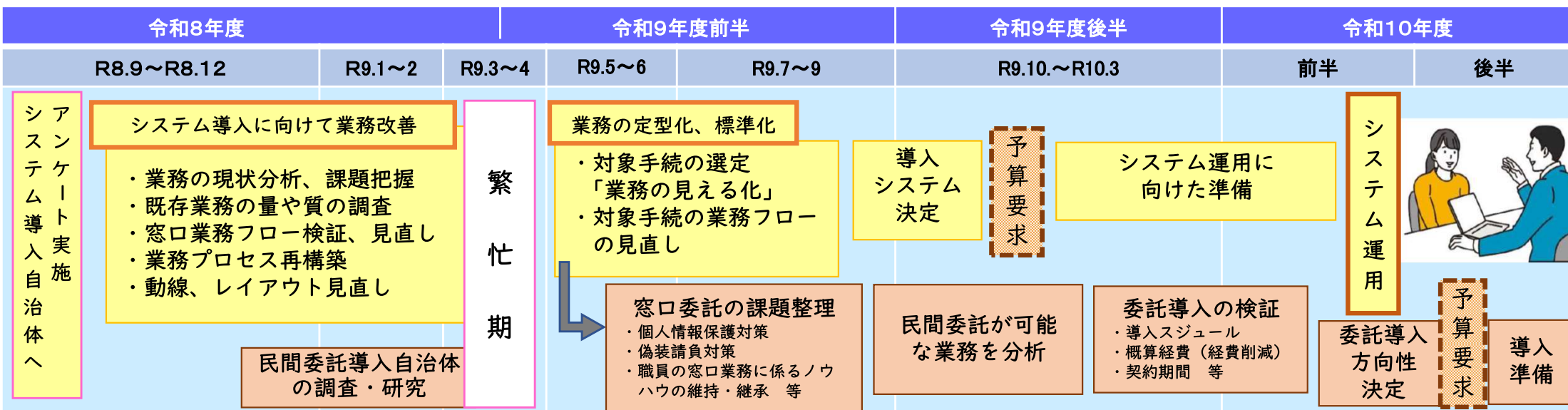
朝、夕方の時間帯は来庁者数が少ない



業務改革のためにデジタルの力を最大限に活用



業務のデジタル化の進展状況(システムを導入し、窓口業務の効率化、定型化・標準化を進め、窓口対応業務のコンパクト化を図る)を勘案しながら、民間に委託する業務内容や範囲、委託人員等を設定し、導入の方向性を決定・実施



○鶴岡市総合計画審議会条例

平成17年12月26日

条例第262号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員及び団体の役員
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

(専門委員会)

第8条 審議会に専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、市長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第9条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

(幹事)

第10条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(一部改正〔平成19年条例5号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○鶴岡市総合計画審議会条例施行規則

平成19年5月9日

規則第46号

改正 平成26年3月31日規則第12号

平成30年1月31日規則第2号

令和8年3月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市総合計画審議会条例（平成17年鶴岡市条例第262号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に総合調整部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、付託された事項について調査及び審議した結果を審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第6条 審議会に次の専門委員会を置く。

(1) 企画専門委員会

- (2) 市民教育専門委員会
- (3) 厚生専門委員会
- (4) 産業専門委員会
- (5) 社会基盤専門委員会
- (6) 行財政専門委員会

2 専門委員会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 第3条から前条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則2号〕)

(庶務)

第7条 審議会並びに部会及び専門委員会（行財政専門委員会を除く。）の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

2 行財政専門委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(一部改正〔平成26年規則12号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成30年1月31日規則第2号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和8年3月1日規則第4号）

この規則は、令和8年3月1日から施行する。